

第三十六回 帝國議會 大正三年臨時事件ニ關スル一時賜金ト
衆議院シテ交付スル公債發行ニ關スル法律案

委員會議錄(速記)第一回

委員會成立

本委員ハ大正四年五月二十八日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ

高田 松平君 伊藤 恭之助君 市原 又次郎君

小林 仲次君 小橋 藩三衛君 堀 三太郎君

同月二十九日午前十時委員長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

高田 松平君 伊藤 恭之助君 市原 又次郎君

小林 仲次君 小橋 藩三衛君 尾崎 元次郎君

年長者市原又次郎君投票管理者トナル

○投票管理者(市原又次郎君)ハ委員長及理事ノ互選ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○小林仲次君ハ投票ヲ用井ス委員長及理事ノ推薦ヲ投票管理者ニ一任スヘシトノ意見ヲ提出ス

○投票管理者(市原又次郎君)ハ小林君ノ意見ニ異議ナキヲ認メ尾崎元次郎君ヲ

委員長ニ高田松平君ヲ理事ニ推薦ス
(此時投票管理者退席シ委員長著席ス)

○委員長(尾崎元次郎君)ハ引續キ會議ヲ開ク旨ヲ宣告ス

出席政府委員左ノ如シ

大藏省主計局長 市來 乙彦君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

大正三年臨時事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案

(以下速記)

○委員長(尾崎元次郎君) 開會致シマス、政府委員ノ説明ヲ求メマス

○政府委員(市來乙彦君) 本案ニ付キマシテ大體ノ説明ヲ申上ゲマス、本案ハ極メテ簡単ナル案デゴザイマスガ、今回ノ日獨ノ關係ニ付キマシテ、陸海軍其他ノ從軍者竝ニ其他ノ事務ニ從事致シマシタ者ニ對シテ、相當ニ其功勞ヲ表彰スルノ必要ガアルコトヲ認メテ居リマスルノテ、ソレニ賜金ヲ給與サレルト云フコトが必要ト存ジマス、一時賜金トシテ支給サレマスル賜金ヲ交付致シマスルタメニハ、直チニ金圓ヲ以テ致シマセヌテ、

公債ヲ發行致シマシテ、之ヲ交付スルコトニ致シタイト云フ積リデゴザイマス、ソレデ其公債ノ制限額ニ就キマシテ、議會ノ御協贊ヲ經ル必要ガゴザイマスルカラ、公債ヲ發行スルコト並ニ其制限額ヲ一千四百万圓トスルコトノ法律案ヲ、此處ニ提出致シテ御協贊ヲ受ケタイテ云フ積リデゴザイマス、從來日清戰役或ハ日露戰役等ノ際ニ於キマシテモ、此功勞ノアリマスル者ニ相當ノ表彰ヲサレマシタコトハ、申上ゲルマデモゴザイマセヌガ、此何レノ場合ニ於キマシテモ賜金ハ金圓ヲ以テ致シマセヌテ、公債ニ依ルト云フヤウナコトニナツテ居リマスルノガ一般ノ例デゴザイマスル、此先例ニアリマスル場合ニハ公債ハ新ニハ發

行政シマセヌテ、從來發行シテゴザイマスモノノ軍事費ノ豫算ニ計上シテゴザイマスル金額ヲ以テ購入致シマシテ、其公債ヲ各個人ニ交付ヲサレタト云フコトニナツテ居リマス、併シナガラ今回ノハ其點ハ先例ヲ改メマシテ、單ニ新ニ公債ヲ發行致シテ、ソレヲ交付スルト云フ形ニシタイト云フ見込テアリマス、ソレハ從來ノ例ニ依リマスレバ、ヤハリ賜金ニ相当スル金額ヲ軍事費ノ豫算ノ中ニ組ミマシテ、其金ヲ以テ公債ヲ買フト云フコトニ致シテ居リマシタノデアリマスガ、此度ハ賜金ニ要スル金額ヲ豫算ニハ計上致シマセヌノアゴザイマシテ、直ニ新タル公債ヲ發行致シマシテ、ソレヲ各個人ニ交付スルト云フコトニナルノデアリマス、其關係ダケハ唯今マデノ例ト相違シテ居ル點ヲゴザイマシテ、其他ノ取扱ニ付キマシテハ何等從來ト變ルコロハナイノゴザイマス、尙附加ヘテ申上ゲテ置キマスルガ、賜金額ノ總額ノ内公債デ交付スルトスレバ、自然端金ニナルモノノゴザイマス、公債ノ額面ヲ五十圓トスル爲メニ、五十圓未滿ノモノハ是非共現金ヲ以テシナケレバナラス、此現金ニ屬スル分ダケハ臨時軍事費ノ豫算ノ中ニ編入スルコトニナツテ居リマス、隨テ此公債ト臨時軍事費ノ内ニ組ンデアリマスル現金ヲ合ハセマシテ、一時賜金ノ下賜ト云フコトが完全ニ行ハレルコトニ相成リマスノデゴザイマス

○小橋 藩三衛君 唯今御話ノ軍事費中ニ御組込ニナツテ居ル 現金ノ額ハドノ位アリマスカ

○政府委員(市來乙彦君) 軍事費ニ組込シテアリマスノハ、即チ端金トシテ現金ヲ交付スル金額四百十八万圓餘テゴザイマス

○高田 松平君 チヨット質問致シマスカ、之ヲ各省別ニスルトドナモノデスカ、陸海軍ガ、主ナルモノノアリマセウガ、其他各省ニ幾ラカアリマセウ、區別スルトドノ位ニナリマスカ

○政府委員(市來乙彦君) 軍事費ニ組込シテアリマスノハ、即チ端金トシテ現金ヲ交付スル金額四百十八万圓餘テゴザイマス、ソレカラ陸海軍ニ屬セザル分ハ各省別ニスル譯ニモ參リマセシ、又各省以外ニモ大分範圍ガ廣ウゴザイマスルシ、極ク大體ノ計算ヲ見マシテ、ソレガ二百四十萬圓餘テゴザイマス、ソレヲ合計致シマスレバ一千三百十四萬圓餘ニナリ、公債發行額ニ端數ノ出來ルノハ形ガ好クナイト云フ積リデ、ソレデ一千四百万圓ト致シタノデゴザイマス、此計算ハ公債ヲ現金ニ換ヘテ交付致シマスル場合ニ、額面百圓ニ對シテ九十圓ノ計算ヲ交付スルト云フ積リデ出來テ居ルノデアリマス、其點ニ付テ先例ヲ申シマスルガ、日清戰役ノ國際ニヤハリ現金ニ換ヘテ公債ヲ以テ交付致サレマシタガ、其時ニハ額面額ニ依ルト云フコトニ相成シテ居リマシタ、ソレカラ日露戰役ノ際ニ於キマシテヘ、同ジク現金ニ換ヘテ公債ヲ以テ交付サレマシタガ、其時ハ死亡者ニ對シマシテハ額面百圓ニ對シマシテ九十圓、生存者ニ對シマシテハ、額面百圓ニ對シマシテ九十五圓ト云フ計算ニナツテ居リマシタ、今回ハ死亡者ニ對スル分ハ、既ニ陸海軍ノ臨時軍事費ノ豫算カラ支辨シタルモノアリマスルシ、將來ニ於キマシテハ死亡者ニ對シマシテハ現金ヲ交付スルコトニスル積リ

必要デナイカト云フ、ソレダケガ達フ點デアリマス

○小林仲次君 公債證書ノ償還期限ト云フモノハ、豫メ御考が定ジテ居リマスカ

○政府委員(市來乙彦君) ソレハ公債證書ノ償還ハ政策ニ關係ガアリマスガ、從來

ハ五千万圓ヲ償還シテ居リマシタノヲ、今回ハ變ヘマシテ二千万分ノ百十六ト云フモノ

ヲ償還スルトナリマシタカラ、此二千万分ノ百十六ト云フモノハ、發行後ノ年度カラ漸次

償還サレル計算ニナッテ參ルノデアリマス

○小林仲次君 唯今承ツタトコロニ依リマスト、一千三百十餘万圓バカリデ宜イモノ
ヲ、公債發行ノ形式ニ極メテアルト云フコトデゴザイマスガ、サウ致シマスト八十五六万以
上ハ兎モ角餘ツタモノニナリマスガ、ソレハ現金ニ致シマスノデゴザイマスカ

○政府委員(市來乙彦君) 御答致シマス、是ガ極ク概略ノ見込デゴザイマスカラ、茲
ニ計算シタ計數デキント行クカドウカ分リマセヌガ、尙ホ計數ヲ作リマス上カラシテ、多
少ノ相違ハ普通デゴサイマスガ、之ヲ切り捨テマシテハ計算ノ意味ガ分リマセヌカラ、先ア
一般ノ例カラ見テ切り上ゲマシタ、切り上ゲマシタノモ成ルベク端數ハ出來マセヌヤウニ致
シマシテ、二千四百万圓ト致シマシタ、ソレデ差額ガ八千万圓バカリハゴザイマス、ソレデ
此公債ヲ發行スル必要ガ今申シマシタ一千三百十餘万圓デ濟ミマスレハ發行ヲ致シマ
セヌガ、發行權ヲ政府ニ御與ヘニナルコトニナリマスケレドモ、實際ノ發行ヲ見ナイト云フ
コトデ濟ム積リデアリマス、現金トノ關係ハ多分生ジマセヌコトデアラウト思ヒマス

○委員長(尾崎元次郎君) 他ニ御質問ハアリマセヌカ

○高田耘平君 発行ノ時期ハ……

○政府委員(市來乙彦君) マダハッキリト致シマセヌガ、今陸海軍デソレハ調査致
シテ居リマス、成ルベク急イデト云フ積リデアリマスケレドモ、確トシテ發行ノ時期ガ何時
デアルト云フコトハ申上ケル程ニ進シテ居リマセヌ、但シ端金ヲ要求致シテゴザイマス豫
算ノ方デハ、今年ノ十二月マデニ經費ヲ要スルト云フ意味ニナッテ居リマスカラ、成ルベ
ク其時期マデニハ發行ヲ見ルヤウニ運ビタイト云フ考デアリマスカ

○高田耘平君 サウスルト口獨戰爭ノ結果ガ付カナideモヤルト云フノデアリマスカ
○政府委員(市來乙彦君) ソレハ餘リ此方が延引スルト云フコトモ如何デアラウカト
思ヒマスガ、多分歐羅巴ノ戰爭ノシマフノヲ待ツ程ノコトハナカラウト考ヘマスルガ、今ノ
豫算ノ意味ハ十二月マデニソレダケノ金が要ルト云フ見込ニナッテ居リマス

○委員長(尾崎元次郎君) 御質問ハアリマセヌカ

〔質問ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(尾崎元次郎君) ソレデハ質問ハ終リト致シマシテ討論ニ移リマス、御意見
ノアル人ハ御述ヘ下サイ

○小林仲次君 本案ハ膠州灣即チ日獨交戰事件ニ付キ、論功行賞ノタメ必要ナル
儀ニ付キ原案贊成デアリマス、而シテ額面ヲ以テ交付ノ手續トナサレシハ、最モ適當ノ處
置ト考ヘマス、若シ夫レ額面ト交付金ノ端數ノ運用ハ、貨幣ヲ以テナサルコト當然ナリ
ト存ジマスガ故ニ、全部ヲ可ト致シマス、尙ホ償還期限等ノコトハ、國家ノ前途ニ對シテ

都合ヲ考ヘテ定メラレルコトハ勿論ノコトト存ジマス故ニ、是亦申述ベテ置キマス
○市原又次郎君 私モ小林君ニ御同意デアリマス

○委員長(尾崎元次郎君) 他ニ御意見ノアル方ハ御述べ下サイ 別段御意見モ
ナイヤウデアリマスカラ、滿場一致ヲ以テ政府案ニ同意ノコトニ致シタイト思ヒマス、
御異議ナイト認メ左様ニ決シマシタ、散會

午前十時五十五分散會

大正四年五月三十一日印刷

大正四年六月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局